

高山市森林整備計画の見直しを行いました

高山市森林整備計画とは、森林法第10条の5の規定に基づき、5年ごとに10年を1期とする森林関連施策の方向性などを定める計画です。前計画が5年を経過したことから、国の全国森林計画に即して県が流域ごとに定める「宮・庄川地域森林計画」との整合を図るとともに、社会情勢の変化や森林・林業の現状・課題を踏まえ、見直しを行いました。この計画は市ホームページで公開しています。

計画の概要

○計画の期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

○高山市の森林づくりの基本的方向性

①100年先を見すえた森林づくり

木材生産区域、環境保全区域、観光景観区域、生活保全区域の4つに分けた市内の民有林約12万haについて、それぞれの区域ごとに100年後の望ましい姿に向けた森林づくりに取り組めます。

②市産材利用に向けた木材産業づくり

市産材のブランド化・高付加価値化の推進や建築・木工業者と連携した市産材の利用促進による「市産材の利用拡大」、未利用資源・林地残

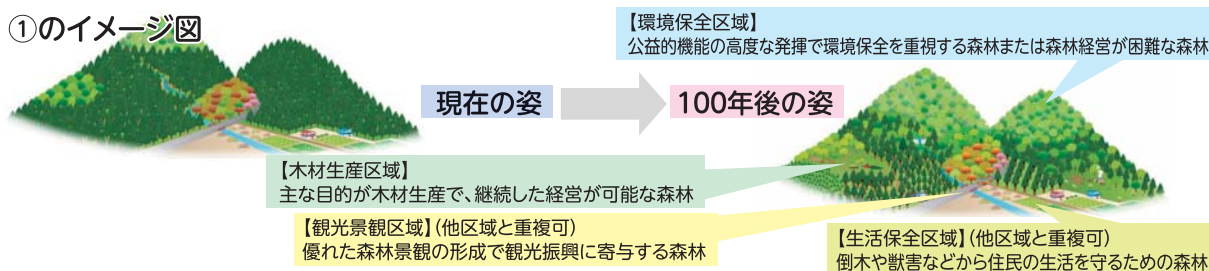
材の有効活用やパルプ・チップ用材の家具材への転用促進による「森林資源の有効活用」、木の良さの普及啓発の推進による「木材利用の普及啓発」などに取り組みます。

③森林・林業を支える人づくり

新規就業者確保に向けた施策の推進や労働・雇用環境向上に向けた支援による「林業の担い手の確保・育成」、林業事業者に対する支援や安定的な事業地の確保による「多様な林業事業者への支援」、都市自治体との森林を軸とした交流の推進や多世代に向けた木育の推進による「森林・林業に係る普及啓発」などに取り組みます。

問合せ 林務課 ☎35-3541
広報ID 1005771

①のイメージ図



区域ごとの森林整備方針

区分	整備方針
木材生産区域	<ul style="list-style-type: none"> 「地籍調査事業」により森林の境界を明確にし、県の方針に即して作業道などの基盤整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指します。 針葉樹の人工林では、継続的・安定的に木材を生産するため、植栽や下刈、間伐などの資源循環型の森林整備を実施し、主伐後は、植栽を確実にを行い、齢級構成の平準化を図ります。 森林経営計画作成区域内の広葉樹林について、除間伐などの森林整備を行い、小面積皆伐や将来木施業などにより木材生産をすすめます。
環境保全区域	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境譲与税を活用した「森林境界調査事業」により森林の境界を明確にし、針広混交林化に誘導するための伐り捨て間伐などの森林循環を実施し、健全な森づくりをすすめます。 広葉樹の導入にあたっては天然力を活用します。
観光景観区域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に合わせて好ましい森林景観の将来目標を設定し、除伐・間伐などの森林整備を行います。
生活保全区域	<ul style="list-style-type: none"> 電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など、住民の生活環境保全を目的とした整備を行います。

9月からキャッシュレス決済で利用できるマイナポイント制度が始まります！
利用にはマイナンバーカードが必要です。申請はお早めに！専用ダイヤル☎57-9294



(申請方法)



(マイナポイントについて)

2020.6.15